

# 熊本県保険医協会 F A X 情報（その9）

熊本地震により被災した医療機関について、平成28年4月診療分に係る診療報酬請求（概算請求）の取扱いが厚労省から示されましたのでお知らせいたします。

厚労省HP：「平成28年熊本地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431.html>

## 1. 平成28年4月診療分に係る診療報酬の請求方法について

### 【医科、歯科共通】

- ① 今回の地震により、カルテやレセコン等を滅失、汚損、棄損した医療機関は、平成28年4月14日以前の診療分は概算請求を行うことができます。なお、平成28年4月15日以降の診療分については、通常通りレセプト請求します。
- ② 上記①に該当しない医療機関は、通常通りレセプト請求します。

### 【医科のみ】

- ③ 災害救助法適用地域（熊本県全域）に所在し、平成28年4月15日以降に診療を行った医療機関は、上記①、②にかかわらず、当該医療機関の状況に鑑み通常通りレセプト請求を行うことが困難な場合は、平成28年4月診療分（1カ月分）を概算請求することができます。なお、通常通りレセプト請求を行うことが困難か否かについては各医療機関での判断になります。

## 2. 平成28年4月診療分を通常通りレセプト請求する場合の提出期限について

各審査支払機関へのレセプト提出期限は、平成28年5月13日となります。

## 3. 概算請求を行う場合の手続きについて

概算請求を行う場合は、平成28年5月13日までに、別添の「平成28年熊本地震に伴う被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書」を各審査支払機関に提出します。

## 4. 概算請求を行う場合の診療報酬の算出方法について

以下の計算式により算出した金額が医療機関に支払われます。

$$\begin{array}{l} \text{【入院分】} \text{平成27年12月～平成28年2月} \\ \text{入院分の診療報酬支払額} \\ \hline 91日 \end{array} \times \text{平成28年4月の概算請求する} \\ \text{期間における入院診療実日数}$$

$$\begin{array}{l} \text{【外来分】} \text{平成27年12月～平成28年2月} \\ \text{外来分の診療報酬支払額} \\ \hline 70日 \end{array} \times \text{平成28年4月の概算請求する} \\ \text{期間における外来診療実日数}$$

平成28年4月診療分（1カ月分）を概算請求する場合には、4月15日以降の診療増（入院診療の増加、地震直後の時間外診療分）及び一部負担金の猶予・免除分として以下の金額が加算されます。

$$\begin{array}{l} \text{【入院分】} \text{平成27年12月～平成28年2月} \\ \text{入院分の診療報酬支払額} \\ \hline 91日 \end{array} \times \text{平成28年4月15日} \\ \text{以降の入院診療実日数} \times (0.05+0.015)$$

$$\begin{array}{l} \text{【外来分】} \text{平成27年12月～平成28年2月} \\ \text{外来分の診療報酬支払額} \\ \hline 70日 \end{array} \times \text{平成28年4月15日} \\ \text{以降の外来診療実日数} \times (0.058+0.015)$$

(別紙)

平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による診療報酬請求に関する届出書  
(平成 28 年 4 月診療分)

保険医療機関コード・薬局コード・ステーションコード							
<p>平成 28 年熊本地震に伴う被災に関する概算による診療報酬の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>保険医療機関等の 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者名・事業者氏名 : 印</p> <p>審査支払機関 殿</p>							
<p>1 次のうち、該当するものに○を付すこと。</p> <p>ア 診療録が滅失又は棄損した保険医療機関、保険薬局等（4月15日以降診療を行った医科に係る保険医療機関については、同日以降の診療について通常の方法で請求するもの）</p> <p>イ 災害救助法適用地域に所在する保険医療機関（医科）であって、4月15日以降に診療を行い、当該保険医療機関の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難なため、4月の1ヶ月分を通して概算による請求を行うもの</p>							
<p>2 平成 28 年 4 月の診療実日数を記入すること。</p> <p>[入院・外来別診療実日数]</p> <table><tr><td>(外来診療実日数)</td><td>(入院診療実日数)</td></tr><tr><td>4月分 ____ 日間(14日以前)</td><td>4月分 ____ 日間(14日以前)</td></tr><tr><td>____ 日間(15日以降)</td><td>____ 日間(15日以降)</td></tr></table>		(外来診療実日数)	(入院診療実日数)	4月分 ____ 日間(14日以前)	4月分 ____ 日間(14日以前)	____ 日間(15日以降)	____ 日間(15日以降)
(外来診療実日数)	(入院診療実日数)						
4月分 ____ 日間(14日以前)	4月分 ____ 日間(14日以前)						
____ 日間(15日以降)	____ 日間(15日以降)						